

通知カードの保管は7月まで 早めに受け取りましょう

マイナンバーの通知カードは転送不要の簡易書留により皆さんに郵送されたため、不在や受け取りがなかった場合は市役所に返戻されています。返戻分の通知カードは市役所で保管していましたが、7月までで処分することとしました。まだ受け取っていない人は早めに窓口で通知カードを受け取ってください。

保管の期限 7月29日(金)まで

窓口 市役所1階・戸籍住民課

必要なもの 運転免許証などの本人確認書類

※受け取りには休日窓口(下記参照)も利用できます。

※処分後に通知カードが必要となった場合は、再交付申請が必要です(手数料1件500円)。また、発行までに1カ月程度の期間が必要ですのでご注意ください。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

マイナンバーカード受け取りの ための休日窓口をご利用ください

本市では「マイナンバー(個人番号)カード」をお渡しする準備ができた人へ「交付通知書」を送付してお知らせしていますが、下記の日程で休日窓口を開設します。

日時 6月26日(日)9時~17時

場所 市役所1階・戸籍住民課

受け取りができる人

区分	対象者
マイナンバーカード	交付通知書が届いている人で、本庁管内に住所のある人(交付場所が「佐世保市役所戸籍住民課」となっている人)
通知カード	通知カードを受け取っていない人

交付場所が「佐世保市役所戸籍住民課」以外の人は、当日に本人確認・暗証番号設定等の手続きだけを行い、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で送付します

受け取りに必要なもの(詳しくはお尋ねください)

区分	必要なもの
マイナンバーカード	交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ) ※健康保険証、年金証書など顔写真のない身分証は2点以上必要です。 ※住所の記載された身分証は住所が最新になっているものがが必要です。
通知カード	運転免許証などの本人確認書類

☎戸籍住民課 ☎24-1111

地域に力を！町内会に加入しましょう

本市には、地域住民の皆さんが自主的に結成した町内会等の住民自治組織が611団体あります。これらの町内会では、地域住民の皆さんが日常生活を過ごす中で、互いに交流を深めたり、協力し支え合ったりしながら、安全で安心なまちづくりを目指した活動に取り組んでいます。

町内会などの主な活動

- 回覧物や広報紙の配布など
- 登下校中の子どもの見守り
- 消防訓練などの防災活動、防犯灯の設置
- 地域でのスポーツ・文化、祭りなどの交流活動
- ゴミステーションの管理、町内の美化・清掃

町内会に加入しましょう

現在、多くの町内会では高齢化、ライフスタイルの変化などを背景に、町内会加入率の減少、役員の後継者不足、担い手不足などさまざまな課題を抱えています。本市では、地域の活力低下に歯止めを掛けるため、町内会への加入推進や活動支援などを行っています。皆さんもぜひ、地域の町内会に加入し、地域活動に積極的に参加してください。地域づくりの主役は、その地域に暮らす皆さんです。一人一人の力を集め、明るく活気のある地域づくりに取り組みましょう。



☎コミュニティ・協働推進課 ☎24-1111

CO₂削減ライトダウンキャンペーン

CO₂削減ライトダウンキャンペーンとは、夜でも明るいことに慣れた日常生活の中、ライトダウン(消灯)することで、普段いかに電気を使っているのかを実感し、地球温暖化問題について考えてもらうきっかけとなるよう環境省が呼び掛けているものです。本市でもこの趣旨に賛同し、ライトダウンを実施しています。市民の皆さんも安全や防犯に支障のない範囲でライトダウンに参加して、地球環境や節電、省エネルギーについて家族で考えてみませんか。

全国一斉消灯日時

6月21日(火)、7月7日(木) ※20時~22時。

※市HPにキャンペーン参加団体を掲載します。

☎環境保全課 ☎26-1787

選挙に関するお知らせ

選挙権年齢が18歳以上になります

昨年6月の公職選挙法一部改正に伴い、夏の参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。

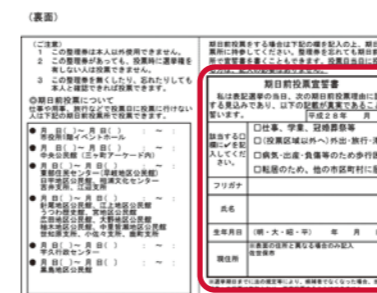
住所を移転するときは住民票の届け出を

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。名簿の登録は住民票がある自治体で行われますので、進学や就職などで住所を移転するときは、移転先の自治体に住民票を届け出ましょう。



投票所整理券と期日前投票宣誓書が1つになります

夏の参議院議員通常選挙から、投票所整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷します。期日前投票を行う場合は、事前に宣誓書に記入して期日前投票所に持参してください。



期日前投票所の開設時間が変わります

(市役所・中央公民館を除く)

開設時間 変更前 9時~17時 ⇒ 変更後 10時~18時

(宇久行政センターは9時~17時)

※開設場所など詳しくは投票所整理券やチラシ、市HPでお知らせします。

☎選挙管理委員会事務局 ☎24-1111

市税に関するお知らせ

6月は市県民税や国民健康保険税などの納税通知書を皆さんに送付する時期です。

通知書の送付予定

- 市県民税特別徴収(給与) ⇒ 勤務先を通じて通知
- 市県民税普通徴収・年金特別徴収 ⇒ 6月16日(木) ごろ送付
- 国民健康保険税 ⇒ 6月16日(木) ごろ世帯主宛てに送付

所得課税証明書の発行予定

発行開始 6月10日(金)

発行場所 市民税課、各支所、宇久行政センター

※コンビニエンスストアでも取得できます(ご利用にはマイナンバーカードが必要です)。

※市役所1階の自動交付機や2階市民税課、早岐支所、相浦支所の簡易受付機でも取得できます(ご利用にはさせぼ市民カードが必要です)。

従業員の市県民税は特別徴収で納めましょう

地方税法により、給与を支払う事業者は原則として、特別徴収義務者として市県民税を特別徴収してもらう必要があります。事業者や従業員の意思で選択することはできません。毎月の給与から所得税は引き落とされているのに、市県民税を納付書で納めている場合は勤務先にご相談ください。

市県民税の年金特別徴収の制度が変わります

年金特別徴収は、公的年金から年金に係る税額を引き去る制度です。10月実施分から制度が変わります。

① **引き去り額の決定方法が変わります**

年6回の引き去りのうち、4・6・8月の引き去り額が「前年度の2月と同額」から「前年度年税額の6分の1ずつ」に変更されます。

② **市外転出時、税額変更時も特別徴収を継続します**

市外に転出した場合や、年の途中で市県民税額が変わった場合には特別徴収を停止し、引き去りできなかった分を納付書等での支払いとしていましたが、10月からは転出後、税額変更後も一定の要件の下、特別徴収を継続します。

☎市民税課 ☎24-1111

敬老パス・福祉パスをご利用ください

高齢者や心身障害者(児)の皆さんが社会活動へ積極的に参加してもらえよう、市営バス・西肥バス 共通の無料乗車証「敬老特別乗車証(敬老パス)」「福祉特別乗車証(福祉パス)」を交付しています。

初めて申請する場合の手続き方法など

区 分	敬老特別乗車証(敬老パス)	福祉特別乗車証(福祉パス)
対 象 者	満75歳以上で、バスに乗車できる市民	身体障害者手帳(1~3級、4級で下肢切断の人)、療育手帳、精神手帳(1・2級)のいずれかを持つ6歳以上のバスに乗車できる市民 ※例外あり。
申 請 者	対象者本人(代理人は申請できません)	対象者本人か代理人
申請時期	満75歳の誕生日以降	手帳の交付を受けたとき
必要な物	身分証(保険証など)、個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)	印鑑と手帳(身障、療育、精神)、個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)
申請場所	健康づくり課(中央保健福祉センター・5階)、各支所、宇久行政センター	障がい福祉課(中央保健福祉センター・1階)、宇久行政センター
受け取り	引き換え券を持って市内の市営バス・西肥バスの指定窓口へ(受け取りは代理人でも可)	

更新 誕生日に本人がパス券(福祉パスは身障・療育・精神手帳も)を持って市営・西肥バスの指定窓口へ
紛失 敬老パスは本人が身分証を、福祉パスは本人か代理人が手帳と印鑑を持って担当課か宇久行政センター(敬老パスは各支所も可)へ。紛失したときは再発行手数料(200円)が必要です

健康づくり課(敬老パス) ☎24-1111 障がい福祉課(福祉パス) ☎24-1111

市民霊園の墓地使用者を募集します

佐世保市民霊園(大潟町)の墓地使用者を募集します。

受付期間

7月6日(水)~20日(水)の平日9時~16時30分

受付場所

中央保健福祉センター・8階会議室1(高砂町)
 ※郵送での受け付けは行いません。

種類と数

4㎡型墓地…44区画、6㎡型墓地…61区画

墓地の使用料

種類	即納使用料(※1)	年額使用料(※2)
4㎡型	230,000円	3,300円
6㎡型	345,000円	4,900円

※1 園路に接する区画の即納使用料は10%増額となります。

※2 年額使用料は3年分を前納してください。

申し込み資格

次の要件を全て満たす人

- ①市内に居住し、本市住民基本台帳に記録されている人
- ②原則として、市内に申請者名義の墓地を持たない人
- ③埋蔵できる遺骨を持っている人

申込書の配布

6月27日(月)から生活衛生課(中央保健福祉センター・5階)で配布。市HPからもダウンロードできます。
 7月6日(水)からは受付場所でも配布します。

その他

- 墓地は全て一度以上使用されたものです
- 申し込みは1人1区画で、4㎡か6㎡のどちらか1つしか申し込みません
- 申し込みの際に場所を希望することはできません
- 応募者多数の場合や場所の決定は抽選となります

公開抽選(予定)

日時 8月19日(金)13時30分

場所 コミュニティセンター・5階ホール(光月町)

☎生活衛生課 ☎24-1111

提案公募型協働事業の募集

「みんなで創る素敵なまちさせぼ」づくりのため、市民と行政がそれぞれの特性を生かしながら「協働」で事業に取り組む「提案公募型協働事業」(平成29年度実施分)を募集します。市民活動団体や町内会の皆さんからの提案をお待ちしています。

応募資格

- ①市内で活動する団体が規約を持ち、責任者が明確で、団体として独立した明確な経理を行っていること
 - ②構成員が10人以上で、うち3人以上で役員会等を構成していること
 - ③市内で1年以上活動していること
- ※①~③全てを満たすこと。NPO法人やボランティア団体、町内会などが対象となります。

募集期間

7月1日(金)~29日(金)

※募集するテーマや応募条件など、詳しくはホームページ「させぼNPO・ボランティア支援ネット」をご覧ください。

☎コミュニティ・協働推進課 ☎24-1111

中国・瀋陽市 市民訪問団参加者を募集



世界遺産・瀋陽の故宮

本市と中国・瀋陽市との友好交流都市提携5周年を記念し、市長と瀋陽市を訪問する市民訪問団の参加者を募集します。

日 程 8月21日(日)~24日(水)

費 用 1人75,000円程度(宿泊は2人1部屋、全行程食事付き、別途諸費用あり)

※詳細は7月初旬以降に市HPに掲載。

内 容 記念行事への参加、視察など

定 員 30人(応募多数の場合は抽選)

締め切り 7月15日(金)

申し込み 国際政策課へお尋ねください

☎国際政策課 ☎24-1111

使わなくなった小型家電を回収します

小型家電10品目を臨時回収し、リサイクルします。携帯電話などの小型家電には、レアメタルなどの資源が多く含まれています。ご家庭で使わなくなった小型家電も貴重な資源です。この機会にどうぞ持ち込んでください。

期 間 6月13日(月)~17日(金)9時~17時

場 所 環境センター(稲荷町・競輪場横)

対 象 ①携帯電話(PHS、スマートフォン含む)②デジタルカメラ③ビデオカメラ④ポータブル音楽プレイヤー⑤ポータブルDVDプレイヤー⑥ラジオ⑦ビデオ(DVD・ブルーレイ)デッキ⑧小型ゲーム機(携帯型、据え置き型)⑨電子辞書⑩電卓

※個人情報を消去し、透明か半透明の袋に入れてください。充電器やリモコンなどの付属品も対象です。電池やカード類は取り外してください。

※携帯電話は回収時に穴を開け、個人情報を守ります。

☎環境政策課 ☎31-6520

成人式典の検討委員を募集します

平成29年成人式典の企画や当日の運営にスタッフとして協力できる人を募集しています。

活動内容

8月~12月の平日夜間に検討会を開催(5回程度)、総合司会や会場アナウンスなど式典当日のスタッフ

対 象

①平成29年の式典対象者(平成8年4月2日~同9年4月1日に生まれた人)②平成30年の式典対象者(平成9年4月2日~同10年4月1日に生まれた人)

※いずれも検討会議に出席できる人に限る。

※②は平成30年の式典まで検討委員を務めます。

募集人数 ①3人②4人

申し込み

「成人式典検討委員希望」と明記し、住所、氏名(振り仮名)、生年月日、性別、職場または学校名と学年、電話番号を記入して郵送(〒857-8585、住所不要)、ファクス(25-9682)、Eメール(syakai@city.sasebo.lg.jp)で社会教育課へ

締め切り 6月30日(木)消印有効

☎社会教育課 ☎24-1111